

4月に小学1年生になる人は 子ども医療費助成の申請手続きを行ってください

国保年金課 ☎・📠(582)1120 📠(582)1138

市では、子育て世代の経済的負担の軽減を図るため、令和2年10月診療分から小学1～3年生の保険適用となる通院医療費の助成を実施しています。

4月に小学1年生になる対象者の保護者宛てに、2月中旬に受給券の交付申請書を送付しますので、申請手続きを行ってください。

対象者	診療内容	自己負担額
市内に住民票がある、小学1～3年生の人(ほかの福祉医療費助成(障害者、ひとり親家庭)や生活保護を受けている場合は、その制度が優先)	通院医療費	医療機関ごとに1ヵ月につき500円 ただし、同一病院でも歯科は別計算します。 (院外調剤薬局については、自己負担金不要)
	入院医療費	自己負担金なし

📅2月26日(金)までに申請書に必要事項を記入し、対象者の保険証の写しとともに申請書を同封の返信用封筒に入れて国保年金課へ送付。

📄受給券は県内のみ有効です。県外で受診する場合は、医療機関で支払った後、領収書、振込先口座の分かるもの、子ども医療受給券、お子さまの保険証を持参して国保年金課へ申請してください。



地域への避難行動要支援者 名簿の情報提供に 同意をお願いします

市では、災害の発生時に備え、避難行動に支援を要する人の名簿(避難行動要支援者名簿)を作成しています。そのうち、地域への情報提供に対して同意した人のみの名簿を地域へ提供し、日ごろの声掛け活動や、災害発生前からの避難支援の体制づくりに活用いただいています。

令和2年9月11日～令和3年2月10日に「避難行動要支援者」の対象要件に新たに当てはまる人には2月下旬に郵送でお知らせしますので、地域への名簿情報の提供についての同意確認を3月12日(金)までに行ってください。

なお、対象要件に当てはまらない人でも、申し出により登録することができます。

対象となる人や、提供する情報など詳しくは、下記へお問い合わせください。

健康福祉政策課

☎・📠(582)1123 📠(582)1138

3月からマイナンバーカードが 健康保険証として 利用できるようになります

3月から順次、全国の医療機関や薬局(マイナンバーカードを読み取る機器がある医療機関に限る)で、マイナンバーカードが健康保険証として利用可能になる予定です。マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、事前登録が必要です。事前登録は、自宅のパソコンなどからマイナポータルにアクセスして行ってください。

詳しくは、マイナンバー総合フリーダイヤル☎0120(95)0178(平日：午前9時30分～午後8時、土日祝：午前9時30分～午後5時30分)へお問い合わせください。



マイナポータル
ホーム画面



国保年金課

☎・📠(582)1120 📠(582)1138